

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可に係る  
審査請求に対する決定等について（事案 1）（案）

令和 2 年 3 月 1 7 日  
原子力規制委員会

1. 経緯

原子力規制委員会が平成 30 年 9 月 26 日に行った日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可について、平成 30 年 11 月 28 日付けで審査請求及び執行停止申立てがあった。

上記の審査請求等について審査を進めてきたところ、原子力規制委員会としての見解の取りまとめに至ったことから、審理手続を終結した旨を別添 1 のとおり通知するとともに、別添 2、3 のとおり決定する。

2. 審査請求人らの主張要旨

【審査請求について】

審査請求人らの主張はおおむね以下のとおりである。

- ・ 経理的基礎は申請者の財務状況から総合的に判断されるべきであること、東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から示された回答文書は、多くの前提をおいた「意向表明」でしかなく、審査書の記載とは異なり、「取引銀行による借入金による資金調達の見込み」は確認できていないこと、最近の報道によれば再稼働のための工事に要する資金が 1,740 億円から 3,500 億円になったとのことであるのだから、改めて処分庁において申請者の経理的基礎に係る審査をやり直すべきであること。
- ・ 東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行うことは認められないこと、実質的に破綻して国の支援を受けている東京電力ホールディングス株式会社に他社を支援することはできないこと。

等

【執行停止申立てについて】

- ・ 執行停止を申し立てる。

### 3. 審理手続の終結について（別添1）

必要な審理手続を終えたと認めるため、審理手続を終結することとする。

### 4. 原子力規制委員会の裁決書案等について（別添2、3）

裁決書案及び執行停止申立てに対する決定案は別添のとおりである。裁決書案等の構成は次のとおり。

#### 【裁決書案（別添2）】

主文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

審理関係人の主張の要旨

理由

- 1 審査請求人らについて
- 2 申請者の経理的基礎に係る主張について
- 3 東京電力ホールディングス株式会社による資金支援は認められないという主張について
- 4 結論

#### 【執行停止申立てに対する決定案（別添3）】

本件設置変更認可については、下記の理由により、その執行を停止しないこととしたので、通知します。

理由

- 第1 審査請求人らについて
- 第2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があるとは認められないことについて
- 第3 本案について理由がないとみえることについて
  - 1 申請者の経理的基礎に係る主張について
  - 2 東京電力ホールディングス株式会社による資金支援は認められないという主張について
- 第4 結論

### 5. 今後の予定

審査請求人に対し、審理手続を終結した旨の通知及び裁決の送達を行った後、審査の結果、資料及び議事要旨について、原子力規制委員会ホームページに公開する。

(案)

**資料1別添1**  
**(事案1関係)**

原規規発第 号  
令和 年 月 日

審査請求人

総代 殿  
総代 殿  
総代 殿

原子力規制委員会

### 審理手続の終結について（通知）

東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）について（原規規発第 1809264 号）に対する審査請求についての審理手続を終結したので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 41 条第 3 項の規定により通知します。

(案)

原規規発第 号  
令和 2 年 年 月 日**裁 決 書**審査請求人 総代  
総代  
総代

処 分 庁 原子力規制委員会

審査請求人らが平成 30 年 11 月 28 日付けで提起した、処分庁による核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づく日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下「本件発電所」という。）の設置変更許可（以下「本件設置変更許可」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

**主 文**

本件審査請求を棄却する。

**事 案 の 概 要**

- 1 日本原子力発電株式会社（以下「申請者」という。）は、平成 26 年 5 月 20 日付け総室発第 31 号（平成 29 年 11 月 8 日付け総室発第 60 号、平成 30 年 5 月 31 日付け総室発第 18 号、平成 30 年 6 月 21 日付け総室発第 24 号、平成 30 年 6 月 27 日付け総室発第 26 号、平成 30 年 9 月 12 日付け総室発第 47 号及び平成 30 年 9 月 18 日付け総室発第 48 号をもって一部補正）で、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき、本件発電所の設置変更許可を申請した。
- 2 処分庁は、平成 30 年 9 月 26 日付け原規規発第 1809264 号で、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき、本件設置変更許可を行った。
- 3 審査請求人らは、平成 30 年 11 月 28 日、審査庁に対し、本件設置変更許可の取消しを求める審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人らの主張の趣旨

審査請求人らの主張はおおむね以下のとおりである。

- (1) 経理的基礎は申請者の財務状況から総合的に判断されるべきであること、東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から示された回答文書は、多くの前提をおいた「意向表明」でしかなく、審査書の記載とは異なり、「取引銀行による借入金による資金調達の見込み」は確認できていないこと、最近の報道によれば再稼働のための工事に要する資金が1,740億円から3,500億円になったとのことであるのだから、改めて処分庁において申請者の経理的基礎に係る審査をやり直すべきであること。
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行うことは認められないこと、実質的に破綻して国の支援を受けている東京電力ホールディングス株式会社に他社を支援することはできないこと。

## 理 由

### 1 審査請求人らについて

審査請求人らの中には、本件発電所から相当離れた地に住所を有する者もあり、審査請求の適格を有するか否か定かではない者もいる。しかしながら、行政庁の違法又は不当な処分に関し、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の趣旨を重視し、当該一部審査請求人らについて審査請求の適格を欠くものとして本件審査請求を却下することはせず、この点について判断を留保した上で、本件審査請求に係る審理を行った。

### 2 申請者の経理的基礎に係る主張について

審査請求人らは、本件設置変更許可が違法又は不当である理由として、経理的基礎は申請者の財務状況から総合的に判断されるべきである、東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から示された回答文書は、多くの前提をおいた「意向表明」でしかなく、審査書の記載とは異なり、「取引銀行による借入金による資金調達の見込み」は確認できていない、最近の報道によれば再稼働のための工事に要する資金が1,740億円から3,500億円になったとのことであるのだから、改めて処分庁において申請者の経理的基礎に係る審査をやり直すべきであるなどと主張するようである。

しかしながら、発電用原子炉の設置変更許可にかかる要件として準用される原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号において経理的基礎があることを要件とした趣旨は、原子炉の設置には多額の資金を要することに鑑み、工事に必要な資金を調達の面から審査することにしたものであって、直接的には原子炉施設の周辺住民等の個人的権利・利益を具体的に保護する趣旨を含まないものであるから、同号の要件は審査請求人らの法律上の利益に何らかの関係を有するとは言えないので、審査請求の根拠とはならないものである。

その上で、審査請求人らの主張について検討すれば、同号が要件としている

のは、「原子炉の設置」に必要な経理的基礎であるから、設置変更許可における経理的基礎に係る審査においては、申請者の総合的な財務状況ではなく、原子炉施設の工事に必要な資金の調達的面から判断すれば足りる。具体的には、申請者がその申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあるかどうかを確認し、判断するものである。

本件設置変更許可に係る申請において申請者は、工事に要する資金の額について約1,740億円としており、処分庁は、本件設置変更許可における経理的基礎に係る審査において、申請者がその申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みについて、申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、工事に要する資金の額、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断し、申請者の経理的基礎はあると認めた。その後、申請者から本件設置変更許可において許可を受けた発電用原子炉施設の位置、構造及び設備等を変更するとの申請はなされておらず、規制上は許可を受けたところにより工事の計画が策定され、認可された工事の計画に従って工事が行われたこと等について規制が行われれば足りるところであって、改めて経理的基礎について審査をやり直す必要はない。

なお、本件設置変更許可に係る審査の過程において、処分庁は、申請者が過去の借入れの際に取引銀行から受電電力会社による債務保証が融資条件とされていたことから、申請者に対して借入れによる調達の見込みが確認できる書面を示すよう求めた。これに対し、申請者は、東海第二発電所の受電電力会社である東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向を表明した書面を提出した。審査請求人らの主張するように、当該書面は何ら法的拘束力のある約諾を行うものではないものの、本件設置変更許可に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあることを示すものと解するのが相当である。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

### 3 東京電力ホールディングス株式会社による資金支援は認められないという主張について

審査請求人らは、東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行うことは認められない、実質的に破綻して国の支援を受けている東京電力ホールディングス株式会社に他社を支援することはできないなどと主張するようである。

しかしながら、本件設置変更許可の基準は、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する第43条の3の6第1項各号の要件であるから、上記の各主張はこれらの基準とは関係がなく、本件設置変更許可に係る審査の対象でないことは明らかである。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年 月 日

審査庁 原子力規制委員会

(教示欄)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(案)

原規規発第 号  
令和 年 月 日

審査請求人

総代 殿  
総代 殿  
総代 殿

原子力規制委員会

## 執行停止申立てに対する決定について（通知）

平成30年11月28日付けをもって執行停止申立て（以下「本件執行停止申立て」という。）のあった、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づく日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下「本件発電所」という。）の設置変更許可（以下「本件設置変更許可」という。）については、下記の理由により、その執行を停止しないこととしたので、通知します。

### 記

理由

#### 第1 審査請求人らについて

執行停止申立てに関する決定は、審査庁が係争処分についての終局判断をなすまでの間、審査請求人らの権利保全の必要があると認めるときに、暫定的措置としてなす付随的処分であるため、審査請求人らが執行停止申立てを行う前提として、本案に対する審査請求人らの審査請求人適格が認められる必要があるところ、審査請求人らの中には、本件発電所から相当離れた地に住所を有する者もあり、審査請求の適格を有するか否か定かではない者もいる。



しかしながら、行政庁の違法又は不当な処分に関し、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の趣旨を重視し、当該一部審査請求人らについて審査請求の適格を欠くものとして本件審査請求を却下することはせず、この点についての判断は留保した上で、本件執行停止申立てに対する判断を行った。

## 第2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があるとは認められないことについて

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」と認められるためには、審査請求人らは、本件設置変更許可によって申立人らにいかなる具体的・現実的な損害が発生し、その損害が重大であり、かつ、その損害を避けるために本件保安規定変更認可を執行停止する緊急の必要性があることについて主張・立証すべきところ、本案において本件設置変更許可の違法性、不当性を主張するにとどまり、行政不服審査法第25条第4項の要件について具体的に主張・立証をしていない。また、本件設置変更許可に係る申請は原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する第43条の3の6第1項各号に適合するものであると認められること、第3に述べるところにより本案について理由がないことから明らかなおり、重大な損害を避けるため緊急の必要があると認められる具体的事実は見受けられない。

以上によれば、行政不服審査法第25条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」ことに関する申立人らの主張を勘案しても、行政不服審査法第25条第4項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」ことは認められない。

## 第3 本案について理由がないとみえることについて

### 1 申請者の経理的基礎に係る主張について

審査請求人らは、本件設置変更許可が違法又は不当である理由として、経理的基礎は申請者の財務状況から総合的に判断されるべきである、東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から示された回答文書は、多くの前提をおいた「意向表明」でしかなく、審査書の記載とは異なり、「取引銀行による借入金による資金調達の見込み」は確認できていない、最近の報道によれば再稼働のための工事に要する資金が1,740億円から3,500億円になったとのことであるの

だから、改めて処分庁において申請者の経理的基礎に係る審査をやり直すべきであるなどと主張するようである。

しかしながら、発電用原子炉の設置変更許可にかかる要件として準用される原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号において経理的基礎があることを要件とした趣旨は、原子炉の設置には多額の資金を要することに鑑み、工事に必要な資金を調達的面から審査することにしたものであって、直接的には原子炉施設の周辺住民等の個人的権利・利益を具体的に保護する趣旨を含まないものであるから、同号の要件は審査請求人らの法律上の利益に何らかの関係を有するとは言えないので、審査請求の根拠とはならないものである。

その上で、審査請求人らの主張について検討すれば、同号が要件としているのは、「原子炉の設置」に必要な経理的基礎であるから、設置変更許可における経理的基礎に係る審査においては、申請者の総合的な財務状況ではなく、原子炉施設の工事に必要な資金の調達的面から判断すれば足りる。具体的には、申請者がその申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあるかどうかを確認し、判断するものである。

本件設置変更許可に係る申請において申請者は、工事に要する資金の額について約 1,740 億円としており、処分庁は、本件設置変更許可における経理的基礎に係る審査において、申請者がその申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みについて、申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、工事に要する資金の額、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断し、申請者の経理的基礎はあると認めた。その後、申請者から本件設置変更許可において許可を受けた発電用原子炉施設の位置、構造及び設備等を変更するとの申請はなされておらず、規制上は許可を受けたところにより工事の計画が策定され、認可された工事の計画に従って工事が行われたこと等について規制が行われれば足りるところであって、改めて経理的基礎について審査をやり直す必要はない。

なお、本件設置変更許可に係る審査の過程において、処分庁は、申請者が過去の借入れの際に取引銀行から受電電力会社による債務保証が融資条件とされていたことから、申請者に対して借入れによる調達の見込みが確認できる書面を示すよう求めた。これに対し、申請者は、東海第二発電所の受電電力会社である東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向を表明した書面を提出した。審査請求人らの主張するように、当該書面は何ら法的拘束力のある約諾を行うものではないものの、本件設置変更許可に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあることを示すものと解するのが相当である。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

## 2 東京電力ホールディングス株式会社による資金支援は認められないという主張について

審査請求人らは、東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行うことは認められない、実質的に破綻して国の支援を受けている東京電力ホールディングス株式会社に他社を支援することはできないなどと主張するようである。

しかしながら、本件設置変更許可の基準は、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する第43条の3の6第1項各号の要件であるから、上記の各主張はこれらの基準とは関係がなく、本件設置変更許可に係る審査の対象でないことは明らかである。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

以上によれば、本件執行停止申立ての本案である審査請求における審査請求人らの主張との関係で、本件設置変更許可に違法又は不当な点はない。

したがって、行政不服審査法第25条第4項ただし書の「本案について理由がないとみえるとき」に該当する。

## 第4 結論

上記第2のとおり、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」ことは認められず、仮に「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」と認められると仮定した場合でも、上記第3のとおり、「本案について理由がないとみえるとき」に該当することから、平成30年11月28日付けをもって執行停止申立てのあった本件設置変更許可については、その執行を停止しないこととした。